

日本の公立図書館を対象とした補助金・助成金の特徴と課題 —1997年以降を対象に—

川井 宏郎

非営利の行政組織である公立図書館の運営には、所属組織からの経費が欠かせない要素である。近年、公立図書館の運営に必要な経費が予算として計上されず、公立図書館は存続の危機を迎えている。公立図書館は財政的な課題に直面し、外部資金として補助金や助成金を積極的に導入する必要に迫られている。

本研究の目的は、日本の公立図書館が対象となりうる各種補助金・助成金について包括的に調査をすることで、補助金・助成金の特徴と課題を解明することである。このことは、公立図書館における将来的な補助金・助成金のあり方と公立図書館への財政的な支援を通じた地域社会への貢献を促進するための重要な指針を提供することになる。

本研究では、公立図書館を対象とした補助金と助成金に関連する資料を収集し、分析する。調査対象の期間は、「公立社会教育施設整備費補助金」が廃止された1997年から2023年までである。分析対象となった資料は49件である。

調査の結果、1997年以降の補助金と助成金には、社会資本整備総合交付金、次世代林業基盤づくり交付金・森林・林業再生基盤づくり交付金、電源立地地域対策補助金、住民生活に光をそそぐ交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があった。政府以外の助成には、東村山市地域児童図書館補助金、公立財団法人図書館振興財団の助成金などが挙げられる。政府からの補助金・助成金は、司書の有無等の条件を廃止し、一定の要件はあるものの、どのように活用するかは地方自治体の主体性に依拠していた。また、補助金の交付においては、「公立図書館の整備やサービス向上を使用用途として明確に位置付けた補助金」と「使用用途が公立図書館とは明示されていないが、自治体として図書館整備やサービス向上を使用目的として申請できる補助金」、「使用用途が公立図書館とは明確に位置付けられていないが、地方自治体に交付された後に公立図書館の予算として計上される補助金」の3つの種類がみられた。また課題として、地方自治体が予算の決定権を持つため、政府が図書館サービスの向上を期待して補助金を交付しても、その地方自治体の意向によって有益な効果が得られない場合があった。

本研究を通して、日本の公立図書館を対象とした補助金・助成金の特徴と課題が浮かび上がった。特に課題として、政府の補助金が地方自治体を通じて公立図書館に配分される際に、政府の意図や期待が十分に反映されていないという実態が明らかになった。この結果から、地域の公立図書館の支援には政府の補助金が必要だが、その補助金の目的が達成されるよう活用方法にも一定の制限を設けることが望ましいと言える。持続的な支援を必要とする地方自治体の公立図書館に対しては、必要に応じて政府の主導による適切な財政政策が重要となる。

(指導教員 小泉 公乃)